

# 被扶養者の要件と調査の内容

被扶養者はご自身の保険料を負担することなく給付や保健事業を受けられるため、被扶養者として認められるには親族関係(続柄)、収入、同居かどうかなど、一定の要件を満たす必要があります。

しかし、要件を満たして被扶養者となっても、時とともに状況が変化して要件を外れることがあるため、大同健保は定期的に確認を行い、本来負担しなくてもよい保険給付費などの費用の支出を防いでいます。

## 今回の調査の内容(回答方法・対象者・確認事項など)

	対象となる被扶養者	確認事項
① 現況調査〈WEB回答〉	全員	氏名・住所・国内居住・同居
② 収入調査〈WEB回答〉	配偶者(内縁含む)、子 (子は確認書類のアップロードあり)	収入・雇用保険
③ 夫婦共同扶養調査〈WEB回答〉	(大同健保未加入の配偶者等)	配偶者の収入・ひとり親の現況

父母・兄弟姉妹を被扶養者に行っている方は「紙の回答」となります。  
別途、対象となる世帯に8月末までに各事業所経由で書面でご案内を送付いたします。

## 被扶養者として認められるには?(被扶養者の要件)

被保険者から見て次の「親族の範囲」にあり、かつ収入・同居等の要件を満たすことが必要です。

- **親族の範囲**: 被保険者からみて直系尊属、配偶者(内縁関係含む)、子、孫、兄弟姉妹、3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子。

- **被扶養者の収入**: 次の①②の両方を満たすこと。

### ① 被扶養者の年間収入

60歳未満 …………… **130万円未満**  
60歳以上・障害年金受給者 … **180万円未満**

ここでいう年間収入とは、給与・年金・事業収入・雇用保険給付金、不動産収入・利子・配当金・雑収入その他継続性のあるすべての収入。

### ② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が**同居**の場合 … 被扶養者の年間収入が被保険者の**1/2未満**

被保険者と被扶養者が**別居**の場合 … 被扶養者の年間収入が被保険者からの**送金額未満**

他、認定要件の詳細は大同健保ホームページ(すまいるケンボ)からご確認ください。➔



## [MY HEALTH WEB]ご利用時のご注意

	オペレーティングシステム(OS)	ウェブブラウザ
パソコン	Windows 7以降	Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版
	Mac OS 10.11以降	Safari最新版
スマートフォン タブレット	iOS 10以降	各OSで標準搭載されている ブラウザ
	Android 5以降	

### 推奨環境

[MY HEALTH WEB]は、パソコン・スマートフォン・タブレットからご利用いただけます。左記の推奨環境をご覧ください。

### 利用規約

[MY HEALTH WEB]の利用内容・ポイントの取り扱い・禁止事項など利用条件を定めたものです。サイト内にありますので内容をご確認ください。

### 個人情報の取り扱い

被保険者等の個人情報の取り扱いについては、当健保の個人情報保護管理規程に基づきホームページに公表しているほか、「MY HEALTH WEB」サイト内にプライバシーポリシー(個人情報保護に関する基本方針)を掲載しています。